

記載内容の訂正について（正誤表）

「奈良県ベビーシッター利用支援事業者登録制度実施要領（以下「実施要領」）」の記載内容に一部訂正がございました。
下記のとおり訂正します。

訂正箇所 実施要領第2条 本文

誤	正
第1条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、 <u>次に</u> 掲げる事業者とする。	第1条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、次の（1）または（2）に掲げる事業者とする。